

育児休業給付の受給資格確認

育児休業給付金の初回支給申請



育児休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月（基本手当の受給資格決定や高年齢受給資格決定を受けた後のものに限ります。）が12か月以上ある場合に、育児休業給付の受給資格が確認されます。

1. 提出書類と添付書類

- **雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書**
 - ・記載内容の確認できる賃金台帳、出勤簿等の書類
 - **育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書**
 - ※ 被保険者の方のマイナンバーを記載して提出してください
- ・被保険者が事業主に提出した育児休業申出書
- ・母子手帳の出生届出済証明書のページの写し
- ・初回の支給申請も同時に行う場合は記載内容を確認できる出勤簿・賃金台帳等の書類
- ・払渡希望金融機関指定届（申請書下部）に記載した口座確認の書類（通帳の1ページ目の写し等）
- ・以下、出生後休業支援給付金を申請する場合の添付書類
- ・世帯全員についての住民票の写しなど配偶者との続柄を公的に証明できるもの（母子手帳は続柄を公的に証明するものではないため、続柄の証明には使用できません。）
 - ・①、②に当てはまる場合は、上記に加えてそれぞれ下記のとおり添付書類が必要です。
 - ・①配偶者が公務員の場合
→任命権者からの通知書の写し等（配偶者の育児休業の取得期間を確認できる書類）
 - ・②裏面の「配偶者の例外要件」に当てはまる場合
→添付書類は裏面の表のとおり。

- ・ **提出先**： 事業所の所在地を管轄するハローワーク
- ・ **提出期限**：
 - ①受給資格確認手続きのみの場合
初回の支給申請を行う日まで
 - ②初回の支給申請も同時に行う場合
育児休業開始から4ヶ月を経過する日の属する月の末日まで
例：育児休業開始日7/10で初回の支給申請も同時の場合→8/10～11/30
- ・ **支給方法**： 支給決定された場合、お届け先の金融機関口座へ支給決定後、約1週間で入金

※ 場合によっては、上記の必要書類以外に追加で書類の提出を依頼することもあります。
あらかじめ、ご了承ください。

裏面あり

配偶者の例外要件

子の出生日の翌日における配偶者の状態	確認書類
配偶者がいない	① 戸籍謄（抄）本及び世帯全員について記載された住民票の写し、または ② 被保険者がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類（遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明する書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可）
配偶者が行方不明（配偶者が雇用される労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限ります。）	① 世帯全員について記載された住民票の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの、及び ② 配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの、または、罹災証明書
配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない	戸籍謄（抄）本（住民票において、被保険者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票の写しでも可。）
配偶者から暴力を受け、別居中	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（雇用保険用）のいずれか
配偶者が無業者	① 世帯全員について記載された住民票の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの、及び ② 配偶者の直近の課税証明書（収入なしであることの確認のため） ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。 ※ 配偶者が基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。
配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない	① 世帯全員について記載された住民票の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの、及び ② 配偶者の直近の課税証明書（所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため） ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類（役員名簿の写しや、身分証の写しなど。）も必要です。
配偶者が産後休業中	母子健康手帳（出生届済証明のページ）、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書））、出産育児一時金等の支給決定通知書のいずれか
上記以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない	① 世帯全員について記載された住民票の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの、及び ② 配偶者が育児休業をすることができないことの申告書（21頁参照）及び申告書に記載された必要書類。